

令和8年度事業計画

1. 畜産経営安定対策について

(1) 配合飼料価格差補てん事業

ア 配合飼料の契約状況（令和8年度）

加入経営者数

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
加入者数（人）	315	284	42	37	5	1	684
構 成 比（％）	46.1	41.5	6.1	5.4	0.7	0.1	100

年間契約数量

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	うずら等	計
契約数量（t）	113,160	121,897	117,271	218,971	5,303	400	577,002
構 成 比（％）	19.6	21.1	20.3	37.9	0.9	0.1	100

積立金の徴収

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
積立金自動振替日	4月6日	6月8日	9月7日	12月7日
集金分納入期限	4月24日	6月25日	9月25日	12月24日

(2) 肉用子牛生産者補給金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用子牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。関連して、優良和子牛生産推進緊急支援事業(販売)、及び和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業(販売、保留)を令和9年3月まで交付対象期間延長して実施する。

(3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、肉用肥育牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。

(4) 肉豚経営安定交付金制度（受託）

（公社）栃木県畜産協会の業務委託を受け、養豚農家が行う申請手続等の事務を支援する。

2. （一財）畜産環境整備機構リース事業について

(1) 畜産高度化支援リース事業（受託）

畜産経営者の畜産環境対策や生産性の向上を図るために、（一財）畜産環境整備機構が畜産経営者に対して必要な施設・機械を貸付（リース）する当事業について、既貸付分に対する貸付料等の徴収を行う。

(2) 畜産高度化支援リース事業（経営リース（畜産クラスターリース等））（受託）

畜産クラスター事業等（機械導入事業）の取組主体からの貸付申請を受け、（一財）畜産環境整備機構が機械装置を販売業者から購入し、取組主体に貸付（リース）する当事業の貸付申請等事務及び貸付料等の徴収を行う。

3. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）について

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 の推進

国の「総合的な TPP 等関連政策大綱」に沿って、TPP11 及び EU との EPA や日米貿易協定対策及びコロナ禍対策として令和 6 年度から令和 7 年度補正予算で措置された当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

(2) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の成果目標報告の支援

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに機械装置の導入を完了した協議会は、今年度（公社）中央畜産会へ当該事業について成果目標に係る効果の検証を行うこととなっているので、関係畜産クラスター協議会（関係栃木県飼料荷受組合事務局）に対し成果報告書の作成について 支援する。

4. 肉用牛繁殖基盤強化関連事業について

(1) 優良繁殖雌牛更新加速化事業（（一社）全国肉用牛振興基金協会）

生産者が、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合更新実績に応じた奨励金を交付する当事業について、畜産クラスター計画の策定や適正な事業の執行を支援する。

5. 畜産振興及び衛生対策事業について

(1) 牛トレーサビリティ制度について

牛の個体識別のための情報管理及び伝達を推進する。

(2) 家畜防疫互助基金支援事業について

伝播力の極めて強い口蹄疫、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）、牛疫、牛肺疫の海外悪性伝染病が発生した場合の経済的損失を互助補償し、経営の安定を図るため互助基金の運営を支援する。

(3) 国・県が実施する畜産振興及び衛生対策に関する事業について生産者の要望に応じ事務 手続き等に積極的に取り組む。

6. 放射性物質検査に係る肉用牛出荷調整について

生産者から提出された食肉処理場毎の出荷計画書をチェックし、速やかに県畜産振興課へ送付することにより出荷が円滑に行われるよう支援する。

7. 会議関係等について

(1) 定時総会を 5 月に、理事会を年 2 ～ 3 回開催する。

(2) 各種事業に伴う業務打合せ会等を随時開催する。

(3) 行政庁、上部団体、関係機関及び畜産団体並びに会員と密接な連携を図りながら、情報の収集及び提供を行うとともに、より適切な指導・援助を行うことにより、畜産経営の健全な発展に努める。

以上